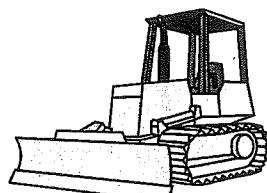
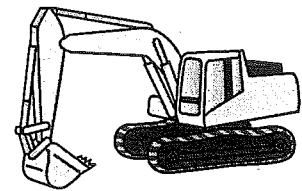




神奈川県

大気を汚さないために ナンバープレートのない



作業車を使う時に

守っていただきたいこと

◆ステッカーの貼つてある作業車を使う。

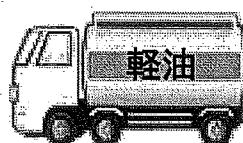
油圧ショベル、ブルドーザー、普通型コンバインなど、公道を走行しない特殊な構造の作業車（特定特殊自動車）を使用する場合は、排出ガス基準に適合しているものを使用しなければなりません。（ステッカーによる表示などがされています）

※特定特殊自動車に貼られているステッカーの例



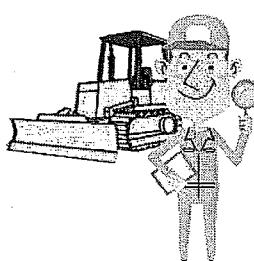
◆軽油を燃料とする作業車の燃料には、重油や灯油を使わない。

軽油を燃料とする特定特殊自動車を使用する場合は、「軽油」として売られている燃料以外のものを使用しないようにしましょう。



◆定期的に点検整備を実施する。

定期的に点検整備を実施して、性能を維持し、悪い排出ガスを出さないようにしてください。



◆建設用作業車や農業用作業車の使用制限について◆

○規制の対象

- ・ガソリン、LPG又は軽油を燃料とし、かつ定格出力が19kW以上560kW未満の公道を走行しない作業車は、「特定特殊自動車」として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（通称：オフロード法）の規制の対象になります。
- ※ 発動発電機や空気圧縮機など、車両系でない建設機械は、規制の対象外です。
- ※ 平成22年8月31日以前に製作・輸入された作業車については一部対象外のものがあります。

規制の対象の「特定特殊自動車」かどうかを調べるには

特定特殊自動車 照会

➡ (環境省webページ)

「環境省「特定特殊自動車」に該当するか否かの照会手続」を参照

○規制の内容

- ・規制対象の特定特殊自動車は、排出ガスに関する技術基準を満たさなければならず、この基準に適合している特定特殊自動車には、メーカーが基準適合表示（ステッカー）を付けることになっています。
- ・特定特殊自動車を使用する場合は、ステッカーが貼られた自動車を使用しなければなりません。

◆適正な燃料の使用について◆

- ・「軽油」を燃料として作られた特定特殊自動車は、燃料として軽油を使用することを前提に、排出ガス規制に適合するよう設計されています。これに軽油以外の燃料を使用すると、本来の性能を発揮できず、環境に悪影響を及ぼします。また、自動車の耐久性も低下させ、結果的に資源の無駄遣いをすることになってしまいます。
- ・なお、「重油」や「重油を混ぜた燃料」の使用は神奈川県生活環境保全条例においても使用が禁止されています。

◆定期的な点検整備の実施について◆

- ・定期的に点検整備を行うことにより、車の性能・機能が十分に発揮され、大気を汚染する窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）の排出を抑制することができます。
- ・また、故障の早期発見にもなるので、作業の安全や修繕経費削減にもつながります。

お問合せ：神奈川県環境農政局環境部大気水質課交通環境グループ

電話：045-210-4180 FAX:045-210-8846 E-mail:kotsu.244@pref.kanagawa.jp

第5次地方分権一括法により、より現場に近い都道府県が特定特殊自動車に関する立入検査等を行うよう、オフロード法の権限の一部が国から都道府県へ移譲されました。平成29年4月1日からは、県から特定特殊自動車の使用状況等についてお尋ねする所以ありますので、ご協力をお願いします。